

## 指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：中村設備工業株式会社  
(法人番号4170001006307)  
業者の住所：和歌山県和歌山市市小路194-1
- 2 指名停止措置期間：令和5年1月25日から  
令和5年2月24日まで
- 3 指名停止措置の範囲：近畿中部防衛局管轄区域  
(近畿2府4県、北陸3県、東海3県)
- 4 事実概要： 中村設備工業株式会社及び同社の前代表取締役は、法人税法違反及び消費税法違反等の罪で和歌山地方検察庁に起訴された。
- 5 指名停止措置理由： 上記事実が「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当するため。

### 指名停止措置要領付表第2第15号「抜粋」

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 付表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事請負契約等の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から  1月以上9月以内